

福島市業務継続計画 (B C P)

令和7年4月修正

令和4年4月修正

平成28年12月策定

福島市

目 次

第1章 総則

1 業務継続計画(BCP)とは	1
2 目的	1
3 計画の位置付け	1
4 対象とする危機事象	1
5 基本方針	2
6 業務継続計画策定の効果	2
7 前提とする被害想定	3
8 災害発生時の体制	3
9 職員の参集	4

第2章 業務継続の要件

1 基本施設の防災機能	6
2 災害時の通信手段の確保	7
3 各種燃料等の確保	7
4 行政データの可用性確保	8
5 非常用備蓄品の確保	8
6 他の地方公共団体等への応援要請	9

第3章 非常時優先業務

1 非常時優先業務の考え方	10
2 非常時優先業務の選定基準	10
3 災害発生時の非常時優先業務	11

第4章 防災意識の向上と協力体制の構築

1 災害シミュレーションの実施	39
2 防災訓練の実施	39
3 関係機関との協力体制の強化	39
4 防災意識の向上と地域住民等の協力	40

第1章 総 則

1 業務継続計画(BCP)とは

大規模災害が発生した場合、行政は、災害対応の主体として、応急復旧や被災者対応等の役割を担うことになると同時に、人、物、情報等の利用できる資源が制約される災害時であっても、市民生活に大きな影響を及ぼす可能性のある通常業務については、停滞することなく継続しなければならない。

業務継続計画(BCP: Business Continuity Plan)とは、災害時の応急業務や優先度の高い通常業務等をあらかじめ特定するとともに、業務継続のために必要な執行体制、対応手順、資源等を明確にし、様々な事象に対してより迅速で、的確に対応するために作成した計画のことである。

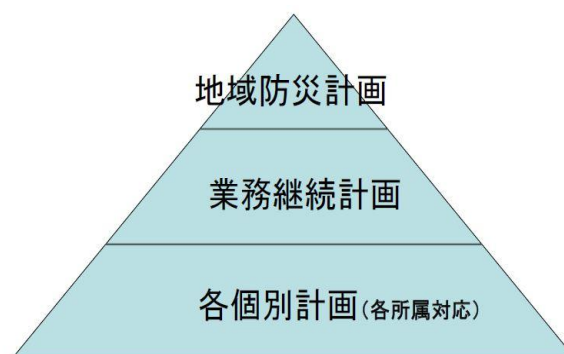
2 目的

本計画は、大規模災害が発生した場合でも、災害時に特化した復旧や被災者対応等の応急業務と継続優先度の高い通常業務を、より効果的に、バランスよく両立することで、市民の生命、財産及び日常生活への影響を最小限にとどめ、1日でも早い災害からの復旧、復興を目指すことを目的とする。

3 計画の位置付け

業務継続計画は、災害対策基本法に基づく法定計画である「福島市地域防災計画」の下位に位置する計画で、災害時の応急業務や優先度の高い通常業務等を明確にし、庁舎等の行政機能が被災し、制約が伴う状況となった場合でも、より迅速、的確に業務を継続することを目的に策定された基本的な計画であり、実際の現場対応や事業者との連絡体制等について詳細に定めた個別計画の上位に位置するものである。

なお、新たな危機事象等に対する業務継続については、様々な個別事象毎に策定した計画等に基づき対応する。



4 対象とする危機事象

当該計画において対象とする危機事象は、地震災害、風水害、雪害、火山災害等の自然災害をはじめ、市政運営に支障を及ぼす恐れのあるすべての危機事象とする。

5 基本方針

(1)業務継続能力の強化

計画の策定にあたっては、これまでに発生した地震災害、風水害、雪害、火山災害等をはじめとする様々な災害の経験から学んだ多くの知識や課題を積極的にフィードバックし、災害発生時に必要な執行体制や優先業務を明確にすることで、平時からの災害に対する職員の意識向上や備蓄環境の整備を図り、人や物資が限られた状況での業務継続能力強化に努める。

(2)各業務の優先順位の明確化

①市民の生命、身体の安全に直結する業務を最優先とする。

②関係機関と協力し、ライフライン、交通網、情報通信網等の早期復旧に努める。

③業務停滞により、市民生活に著しい影響を及ぼす通常業務を優先する。

①～③に掲げる業務を、限られた時間で同時並行的に行う必要があり、各業務の優先順位を明確にすることで、より迅速で的確な業務遂行を実現する。

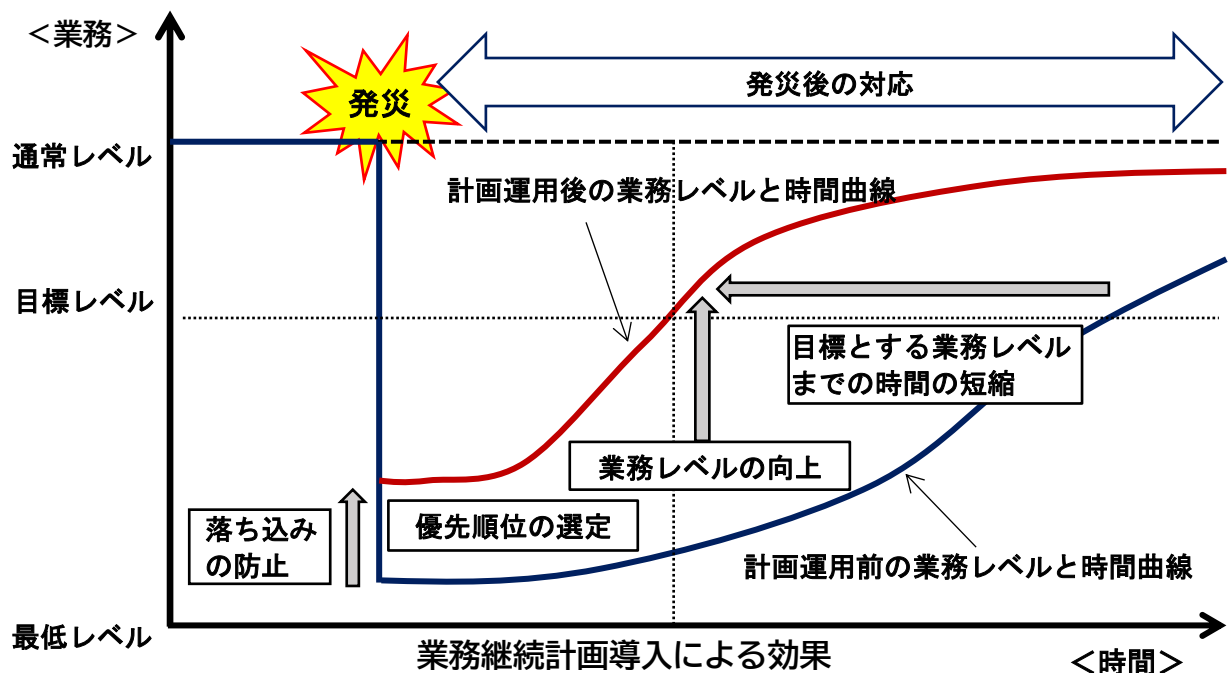
(3)適宜適切な見直し

策定した計画は、時代の流れに即した実効性の高いものである必要があるため、毎年度の組織機構の改正のみならず、防災訓練等により判明した新たな課題の反映や防災に対する新たな考え方を取り入れるなど、適宜適切な見直しに努める。

6 業務継続計画策定の効果

(1)迅速で的確な業務継続

災害発生時には、応急業務が新たな業務として急激に増加することから、通常業務とあわせた全体業務量は極めて膨大なものとなるが、業務継続計画を策定し、優先して継続する業務を特定しておくことにより、災害時に混乱することなく、必要人員を有効に配置し、迅速で的確な業務の継続が可能となる。



(2)災害の長期化に備えた人員の確保

大規模災害においては、その被災状況が長期化することが予想されるが、業務継続計画の策定により、あらかじめ優先する業務を特定することで、様々な制約がある状況においても効率的な人員の配置を計画することが可能となるほか、原発事故に見られるような広域的避難など、一般災害、地震災害では発生しない特別な業務が発生した場合も、比較的短時間で体制構築が可能となる。

また、計画的な人員の配置や勤務条件が整うことから、自らも被災者となっている職員の精神面や安全衛生面での改善が見込まれ、災害の長期化にも対応できる体制が早期に構築できる。

(3)業務効率の向上

計画の策定による優先業務の明確化や職員の必要な執行体制の構築により、災害時の優先業務に迅速に取り組むことが可能となり、業務の作業効率が向上し、この一連のサイクルが有効に機能したとき、早期復旧・復興が実現可能となる。

7 前提とする被害想定

福島盆地西縁断層帯地震想定震度6強を福島市内で観測することを想定する。

大規模地震の発生時には、建物・交通施設の損傷、電気・水道・ガス・通信等のライフラインの物理的被害のほか、多数の人的被害が予想されるが、本計画では、市の業務継続に必要な資源(人、物、情報及びライフライン等)に影響を与える要因として以下の定性的な状況を被害想定とする。

- ①大規模地震の影響により、市有施設を含め、多数の建物被害が発生する。
- ②地震による建物被害や火災等により、市職員本人や家族等も含め、多数の人的被害が発生する。
- ③建物被害等による避難者が多数発生する。
- ④道路、鉄道等の損傷により公共交通機関の運行が一定期間停止する。このため、市職員は、発災直後は公共交通機関や自動車を利用した参集が困難となる。
- ⑤電気・水道・ガス・通信等のライフラインが一定期間停止する。市有施設においては、非常用電源から電力の供給のない各種業務システムは一時使用できなくなる。

8 災害発生時の体制

(1)初動体制

各部は、災害が発生し、または発生のおそれがあると認められる場合は、一般災害、地震災害発生時のそれぞれの参集基準に基づき、直ちに警戒配備体制を整えるとともに、所管する業務における災害に関する情報の収集を行う。

ただし、地震災害において震度5強以上の揺れが確認された場合は、警戒配備体制をとることなく、災害対策本部設置基準により本部を設置する。

また、各部において収集された災害に関する情報については、災害対策に係る情報システム及び随時開催される情報共有会議において共有する。

(2)災害対策本部の設置基準

災害対策本部は、下記のいずれかに該当し、市長が必要と認めた場合設置する。

なお、市長が不在のときは、副市長を第二順位とする。

- ①市域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合。
- ②その他、総合的な応急対策を必要とするとき。

(3)災害対策本部事務局

①災害対策本部事務局は、危機管理監を事務局長とし、通常災害に対応する常設班と災害の規模に応じて設置される特別班によって組織する。災害対策本部事務局の組織及び各班の役割は、福島市地域防災計画 第2編 一般災害対策編 第2章 第1節第2 災害対策本部 3 本部等の組織及び事務分掌に定めるとおりとする。

②災害対策本部事務局は、本部開設に必要な資機材等の確保及び設置並びに通信手段の確保に努める。

(4)災害対策現地本部の設置

災害対策現地本部は、災害対策本部の設置と同時に、各支所に設置する。

ただし、災害の発生が局地的である場合は、災害対策本部の設置に関わらず、当該地域を管轄する支所等に設置する。

9 職員の参集

(1)配備体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の職員の配備体制は、その災害の規模等に応じ、災害時等における職員の配備体制に基づき行う。

震度5強以上の地震が観測された場合は、全職員登庁とする。

(2)勤務時間内に地震が発生した場合

職員自身や周囲の安全確保を図るとともに、来庁者がいる場合は安全な場所に避難させる。その後、応急業務等の非常時優先業務に従事する。

災害対策本部が設置される場合、災害対策本部事務局員に指名されている職員は、参集し設営に従事する。

(3)勤務時間外に地震が発生した場合

職員自身と家族の安全確保を図る。その後、参集基準に従い速やかに登庁する。

参集した職員は、各所属における応急業務等の非常時優先業務に従事する。

(4)参集可能人数の考え方

勤務時間外に震度6弱以上の大規模地震が発生した場合に、参集可能な職員数を時系列で把握するため、個々の職員の登庁に要する時間を、以下の条件に基づき本庁舎までの実際の道路距離をもとに算出。

- ① 徒歩で参集することを想定し、時速3km とする(※1)
- ② 安否確認や身支度などの準備時間として 30 分を計上
- ③ 本人・家族の被災や救助・援助などによる、参集が困難な職員を除いた参集可能割合を 90%と設定(※2)

※1 徒歩の時速3kmについて

時速4kmが一般的な徒歩の速度とされているが、地震により道路が被災することや被害状況を確認しながら登庁することなどを考慮し、時速3kmと設定。

※2 参集可能割合の設定について

内閣府作成 中央省庁業務継続ガイドライン第3版を引用し、90%に設定
10%:本人や家族の負傷等により参集不能

(5)参集可能人数の想定

(4)の考え方にに基づく参集可能人数は下表のとおりであり、発災後3時間までの参集可能人数は本庁で857人(73.3%)、本庁以外で649人(58.4%)となった。

参集可能人数 (令和7年4月1日現在の職員数を基準に算出)

本 庁	発災からの経過時間	1時間	3時間	6時間	12時間	1日以上
	参集可能人数 ※上段は累計	168人	857人 (689人)	1,001人 (144人)	1,041人 (40人)	1,051人 (10人)
	参集割合	14.3%	73.3%	85.7%	89.1%	90.0%
	全職員数 ※上段は累計	187人	953人 (766人)	1,113人 (160人)	1,157人 (44人)	1,168人 (11人)

本 庁 以 外	発災からの経過時間	1時間	3時間	6時間	12時間	1日以上
	参集可能人数 ※上段は累計	58人	649人 (591人)	942人 (293人)	990人 (48人)	1,000人 (10人)
	参集割合	5.2%	58.4%	84.8%	89.1%	90.0%
	全職員数 ※上段は累計	64人	721人 (657人)	1,047人 (326人)	1,100人 (53人)	1,111人 (11人)

※本庁以外については、全施設の職員を合算して算出

(6)職員の安否確認

地震発災時に、非常時優先業務を迅速かつ的確に遂行するためには、いち早く参集した職員の把握と職員等の安否確認が重要となる。

各部庶務担当課は各課の緊急連絡網で部内職員の安否確認及び参集状況を取りまとめ、災害対策本部事務局へ報告することとする。

地域防災計画においては、登庁が困難な場合、最寄の支所へ参集し、災害情報の収集・伝達に支障がない範囲で、防災用IP無線等により災害対策本部事務局へ連絡することとなっている。

(7)職員の家族の安否確認

勤務時間内に発災した場合には、職員は各職場において非常時優先業務に従事することになるが、安心して職務に専念するには家族の安否や自宅の被害状況等を知ることが重要である。

そのため、普段から家族間でメールや災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の連絡方法を確認しておくこと。

職員が家族の安否を確認できない場合は、他の職員が代わってその職務を行うこと。

職種や部署によって代理が難しい場合は、他の職員が代わって家族の安否確認を行う体制の整備を各部で行うこと。

第2章 業務継続の要件

1 基本施設の防災機能

大規模災害の発生時に災害対策本部が設置され、災害対応の中核としての役割を果たす本庁舎は、防災拠点としての機能を有する必要がある。

(1) 免震構造

災害発生時に災害対策本部が設置される庁舎棟は、迅速な指揮、情報伝達等の災害対応が可能となる免震構造(※)で整備されており、震度7相当の揺れにも耐えられる構造となっている。(東日本大震災発生時においても、建物内の備品等の転倒は確認されていない。)

また、令和7年3月に供用開始となった複合棟においても、庁舎棟と同様の免震構造となっている。

※免震構造:基礎と土台の間に免震装置が設置されており、地震の揺れを建物に伝わりにくくする構造。

(2) 自家発電設備

非常用自家発電設備を庁舎棟10階及び複合棟5階に設置し、災害等による停電時に72時間(3日間)の電力供給が可能となっている。

【概要】庁舎棟:エンジン形式 ガスタービン 発電容量750KVA 燃料A重油

複合棟:エンジン形式 ディーゼル 発電容量250KVA 燃料軽油

(また、環境負荷軽減を図るため、太陽光発電や水素発電による電力を複合棟及び立体駐車場の一部に供給)

(3) 庁舎内貯留槽

各種貯留設備に加え、緊急用常設型浄水装置2台を設置し、飲料水等の確保が可能となっている。

【概要】上水道:地下受水槽28m³×2、屋上受水槽15m³ 合計71m³

雑用水:地下水槽70m³、屋上水槽15m³ 合計85m³

雑用水を使用し、飲料水を精製することも可能

浄水装置:毎時2m³の浄水が可能

また、複合棟敷地内には耐震性を備えた災害時給水貯水槽を設置しており、災害時に飲料水を確保できる構造となっている。

【概要】耐震性貯水槽:災害時に給水可能 100m³(100t)

(4) 雨水・井戸水の有効利用

雨水・井戸水を庁舎内の(3)雑用水の貯留槽に溜め、トイレ洗浄水等に使用することで節水し、確保されている浄水を飲料水中心に使用することが可能となっている。

(5) 代替施設

想定を超える災害やそれ以外の要因で本庁舎が使用できなくなった場合は、代わりとなる施設を状況に応じて選択し、災害対策本部を設置する。

代替施設リスト

施設名	建築年	災害危険度				防災機能	
		洪水	土砂	地震	火山	自家発電 容量	水、 食料等
NCV ふくしまアリーナ	平成30年	○	○	○	○	非常用 80KVA 太陽光 20kw 蓄電池 22kwh	備蓄あり
飯坂支所	平成16年	○	○	○	○	30KVA	備蓄あり
松川支所	平成27年	○	○	○	○	非常用 49KVA 太陽光10kw 蓄電池 11kwh	備蓄あり

2 災害時の通信手段の確保

大規模災害発生時は、断線や輻輳^{ふくそう}による通信規制が発生し、固定電話・携帯電話が使用できなくなることが想定されており、災害時でも使用可能な通信手段を確保しなければならない。

(1) 災害時優先電話と非常時電話

電話の殺到による通信網の混乱を避けるため、通信規制が実施された場合でも、災害時優先携帯電話や非常時電話により、情報収集や情報伝達を行うことが可能となっている。災害時に発信のみ優先扱いとなる。

(2) 防災用IP無線

災害現場での現場情報収集や災害活動における通信手段として移動系無線の役割が増加しており、災害発生時の情報空白を軽減する目的で、防災用IP無線を設置している。

防災用IP無線は、通信範囲が極めて広く、無線局の免許申請や登録が不要といった利便性があるうえ、パケット通信を利用していることから輻輳^{ふくそう}も回避できるとともに、携帯電話のような使い方であることから、効率的な現場活動が可能となった。

(3) 福島県総合情報通信ネットワークシステム

衛星回線、地上無線、光回線により、県・県出先機関、県内市町村、県内消防本部を結ぶシステム網で、災害時の通信確保のほか、平常時の連絡通信手段として活用できるなど、県内の各生活圏同士の密接な情報連携を実現する信頼性の高いシステムを導入している。

(4) NCV地域BWA(広帯域移動無線アクセス)回線

発災時にもつながりやすい優先接続の提供について、(株)ニューメディアとの協定を締結している。回線集中が起きにくい地域BWAに加え、全国BWAエリアでも災害時優先接続の設定によりアクセス集中時のリスク分散用回線として使用可能である。

3 各種燃料等の確保

災害発生時に業務を継続するために緊急車両、公用車等の燃料をはじめとする各種燃料を確保しなければならない。

これに対応するため、通常使用する公用車の燃料補給頻度を見直し、早めの補給を行うほか、各種燃料に関する団体と「災害時における生活必需品の供給協力に関する協定」を締結し、各種燃料の優先的な供給を受けることで、業務の継続性を確保するものである。

【協定締結先】

- ・石油製品等・・・福島県石油業協同組合福島支部
- ・ガス製品等・・・福島県LPガス協会県北支部

4 行政データの可用性確保

今日における行政事務のほとんどは、情報システムやネットワーク等により執行されており、業務を継続するためには、これらの設備やデータ等の利活用が必要不可欠なものとなっている。

災害発生時においても、災害に関する情報収集や各初動体制に大きな影響を与えることが予想されるため、それぞれの業務においてデータのバックアップが可能となるシステムを構築するとともに、「福島市主要情報システムにおける業務継続計画(福島市ICT－BCP)」を策定し、災害時の業務継続、早期復旧に対応する体制を整えている。

※詳細は福島市主要情報システムにおける業務継続計画(福島市ICT－BCP)を参照。

5 非常用備蓄品の確保

(1)食糧の確保

食糧の確保については、災害用備蓄食糧を有効に活用する。

(2)飲料水の確保

飲料水については、1基本施設の防災機能(3)庁舎内貯留槽において確保した水を使用するが、災害が長期化し、さらに断水が復旧しない場合は、平和通り地下に設置した貯水槽をはじめ、水道局の受水池及び配水池に貯留する応急給水用の水を使用することが可能であり、これを業務継続に必要な飲料水として活用する。

(3)各事務用品等の確保

災害時に必要とする物品等については、それぞれの災害対応業務において必要物品が異なるため、災害対策本部事務局の各班や各所属において非常用物品として準備することを基本とするが、物品が不足した場合は、全庁的な備蓄品を最大限に活用し業務に当たる。各班や所属での確保が困難な場合は、災害対策本部事務局が必要物品の確保に努める。

6 他の地方公共団体等への応援要請

大規模災害時は、応急業務等が急激に増加することから、既存の職員のみでの対応が困難となることが想定されるため、災害時応援協定を締結した他の地方公共団体等へ職員の

応援を要請することが必要となる。

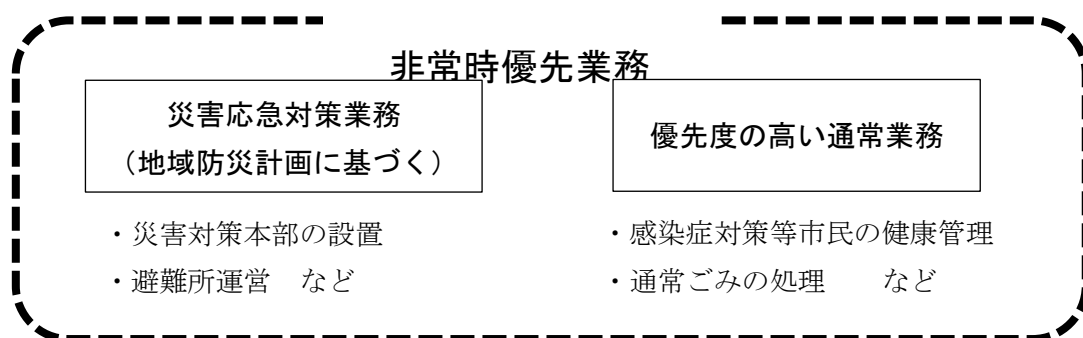
人員の不足が想定される業務の担当所属は、迅速かつ的確な応援要請と応援受け入れを行うため、福島市災害時受援計画に基づき、応援要請及び応援受け入れ体制を整える必要がある。

第3章 非常時優先業務

1 非常時優先業務の考え方

非常時優先業務とは、大規模な災害時にあっても優先して実施すべき業務のことで、具体的には、災害応急対策業務や業務継続の優先度の高い通常業務が対象となる。

発災時に職員や資機材等の制約を伴う状況下で業務継続を図るためには、優先的に実施する業務を時系列で絞り込むことが必要となる。このため、非常時優先業務の候補となる各業務を対象に、発災後のいつ頃の時期までに業務を開始・再開する必要があるかを検討し、想定する期間内に一部開始・再開すべき業務を非常時優先業務として選定する。



2 非常時優先業務の選定基準

非常時優先業務を選定するに当たっての優先区分とその基準は以下の表のとおりとする。

選定基準	業務開始時間(以内)
発災後直ちに(概ね3時間以内)着手しないと、市民の生命・身体・財産や市民生活等に重大な影響を及ぼすことになるため、限られた資源の中であっても最優先的に対策を講じる必要がある業務。	3時間
発災後12時間以内に着手しないと、市民の生命・身体・財産や市民生活等に大きな影響を及ぼすことになるため、限られた資源の中であっても優先的に対策を講じる必要がある業務。	12時間
発災後1日以内に着手しないと、市民の生命・身体・財産や市民生活等に大きな影響を及ぼすことになるため、限られた資源の中であっても早急に対策を講じる必要がある業務。	1日
発災後3日以内に着手しないと、市民の生命・身体・財産や市民生活等に大きな影響を及ぼすことになるため、限られた資源の中であっても早急に対策を講じる必要がある業務。	3日
発災後1週間以内に着手しないと、市民の生命・身体・財産や市民生活等に相当の影響を及ぼすことになるため、限られた資源の中であっても早急に対策を講じる必要がある業務。	1週間

3 災害発生時の非常時優先業務

(1)災害対策本部の各班における非常時優先業務

災害対策本部(常設班)

班名等		業務を開始する時期				
		3時間	12時間	1日	3日	1週間
総括班	総括チーム	災害対策本部事務局の立ち上げ		災害救助法の適用及び救助	防災会議との連絡調整	
		災害応急対策の基本方針				
		本部の予算及び庶務				
		本部長の指令伝達				
		各部との連絡調整				
		自衛隊災害派遣要請				
		防災関係機関との連絡調整				
		避難情報に関すること				
		県及び他市への応援要請				
		緊急通行車両等の確認				
		災害対策本部員会議の記録				
		車両の調達及び公用車の配車				
	プレス対応チーム	災害・避難に係るマスコミ広報				
		報道機関の窓口				
	問い合わせ対応チーム	市民からの問い合わせ対応				
総務班	人的受援・職員動員チーム	不足職員数の把握と庁内外との調整				
	現場広報チーム	災害・避難に係る現場広報				情報及び記録の整理・保存
現地情報連絡班	現地情報連絡チーム	各部の応急活動状況の報告				
情報分析班	情報分析チーム	災害対応オペレーションシステム取りまとめ				
		被害の集計				
避難支援班	指定避難所開設運営チーム	指定避難所及び福祉避難所の開設準備	避難所の不足物資の把握と物資班への要請			
	避難者支援チーム	避難所運営職員の配備準備(機材等含む)				
	避難行動要支援者支援チーム	避難支援プラン				
		避難行動要支援者に対する情報伝達				
物資班	物的受援・管理チーム		避難所の不足物資の把握と庁内外との調整・受入れ			
	物資受入・輸送チーム			支援物資の受入れ		
			指定避難所への輸送	支援物資の在庫管理		
保健・衛生・医療班	連絡調整チーム	災害時医療チーム、県等との連絡調整・報告				
		保健・衛生・医療に関する状況把握・アセスメント				
	医療対策チーム	受入医療機関・医薬品・医療機器・衛生資材等の確保、住民への周知		毒物・劇物取扱事業所の指導		
	衛生対策チーム			感染症予防・食品衛生・環境衛生等の対応		
				動物(ペット)の保護		
健康支援班	健康支援チーム			保健・栄養等の生活の指導		

災害対策本部(特別班)

班名等		業務を開始する時期				
		3時間	12時間	1日	3日	1週間
被災者支援班	生活相談対応チーム			罹災証明の受付・発行	総合相談窓口の開設及び対応	被災者台帳の作成
	被害調査対応チーム				被害調査	
						被害調査データベース作成
	ボランティア受入チーム				ボランティアの受入れ	
燃料交通班			燃料の確保対策			
			公共交通の確保			
特別被害支援班		安否情報の提供				長期にわたって支援が必要な危機事象への対応
応急医療班		応急医療対策チームの編成				
		救護所の設置				
		医療救護班(医師会)の出動要請				
遺体対応班				遺体安置所の開設及び運営		
災害対策現地本部支援班		災害対策現地本部(各支所)への支援				

災害対策現地本部

所属	業務を開始する時期				
	3時間	12時間	1日	3日	1週間
各支所	消防団及び自主防災組織等との連携に関する事	保健衛生及び環境衛生に関する事	災害義援金の受付に関する事	奉仕団、民生委員等、社会事業団体との連絡及び協力要請に関する事	見舞金に関する事
	災害対策本部及び関係機関団体との連絡調整に関する事	救援物資の調達及び供給に関する事	被災地の清掃に関する事		
	災害情報の収集及び伝達に関する事				
	災害に関する市民への広報活動に関する事				
	通信連絡の確保に関する事				
	非常配備人員の把握及び調整に関する事				
	所管諸施設の災害対策及び被害調査並びに市民一般家屋等の被害調査に関する事				
	自動車の配車及び緊急輸送に関する事				
	医療救護に関する事				
	救護所、指定避難所等、応急施設の開設及び管理に関する事				
	医療機関との連絡及び協力要請に関する事				
	児童・生徒の避難計画及び指示に関する事				
	避難行動要支援者に関する事				

(2)各部における非常時優先業務

危機管理室

災害応急対策業務

所属	業務を開始する時期				
	3時間	12時間	1日	3日	1週間
危機管理室	災害対策本部事務局に 関すること		罹災証明のとりまとめに 関すること		
	気象情報のとりまとめ及 び伝達に関すること		住宅関係障害物の除去 の検討に関すること		
	災害情報の収集及び報 告に関すること				
	自衛隊の派遣要請及び 活動状況の把握に関す ること				
	関係機関及び民間団 体への協力要請に関す ること				
	各部との連絡調整に関 すること				
	災害対策現地本部との 連絡調整に関すること				
	自主防災組織との連 絡、指導に関すること				

政策調整部

災害応急対策業務

所属	業務を開始する時期				
	3時間	12時間	1日	3日	1週間
政策調整課	部内の連絡調整に関する こと				
広聴広報課	市民への広報活動に関 すること				災害写真の収集及び記 録等に関すること
	広報活動計画の整備に 関すること				
	報道機関への発表・協 力要請に関すること				
	ラジオ放送、テレビ放 送、新聞による広報に 関すること				
デジタル推進課・ 情報企画課	市の情報システムの保 全に関すること				
	災害対策本部事務局の 立ち上げに関すること				
地域共創課				災害ボランティアセン ターの設置・運営に関 すること	

優先度の高い通常業務

所属	業務を開始する時期				
	3時間	12時間	1日	3日	1週間
政策調整課					ふるさと納税ワンストップ 申請処理
地域共創課	町内会窓口業務に関 すること			NPO法人の認証に関 すること	

総務部

災害応急対策業務

所属	業務を開始する時期				
	3時間	12時間	1日	3日	1週間
総務課	災害対策本部総務班の支援に関すること				
	災害対策現地本部との連絡調整支援に関すること				
	市議会との連絡に関すること				
	広報車等による広報活動の支援に関すること				
	部内の連絡調整に関すること				
秘書課	災害対策本部と各部各班との連絡に関すること				
	市長・副市長の秘書業務に関すること				
人事課	災害時における不足職員把握及び序内外との調整・受入等に関すること			近隣自治体等からの職員派遣受け入れの調整に関すること	
	各部から職員の安否情報等の受領に関すること				
男女共同参画センター	男女共同参画センターの被害調査及び復旧に関すること			男女共同参画関係機関との連携調整に関すること	

優先度の高い通常業務

所属	業務を開始する時期				
	3時間	12時間	1日	3日	1週間
男女共同参画センター	施設の維持管理に関すること				

災害応急対策業務

所属	業務を開始する時期				
	3時間	12時間	1日	3日	1週間
管財課	車両の調達及び市公用車の配車に関する事	臨時ヘリポート可能予定地の把握に関する事			
	市庁舎及び市有財産の被害調査並びにその応急復旧のとりまとめに関する事	燃料の調達に関する事			
	災害対策本部の立ち上げに関する事				
	各種資器材の調用達に関する事				
	部内の連絡調整に関する事				
契約検査課				被害調査の支援に関する事	
				工事等の契約に関する事	
財政課				災害応急対策経費の予算措置に関する事	
				被害調査の支援に関する事	
市民税課	被害集計の支援に関する事				
資産税課	被害集計の支援に関する事			建物等の被害状況の取りまとめに関する事	
納税課	被害集計の支援に関する事		災害時における食料の応急給与に関する事		
財産マネジメント推進課		燃料の調達に関する事		被害調査の支援に関する事	
公共建築課	市庁舎及び市有財産の被害調査並びにその応急復旧のとりまとめの支援に関する事		市有建築物等の災害復旧に関する事		住宅政策課が行う応急仮設住宅の建設とその応急資材のあつせん支援に関する事

優先度の高い通常業務

所属	業務を開始する時期				
	3時間	12時間	1日	3日	1週間
管財課	庁舎の維持管理に関すること				
	公用車の管理・配車・修繕に関すること				
契約検査課					災害対策に必要な工事、委託、物品等契約に関すること
財政課					予算執行の統制及び調整に関すること
市民税課				市税等の諸証明の交付、閲覧の受付、手数料の収納業務に関すること	
					軽自動車税の賦課・減免等業務に関すること
					市民税・県民税の賦課業務に関すること
					法人市税の調査・賦課業務に関すること
資産税課				来庁者への資料要求に対する窓口業務に関すること	固定資産税及び都市計画税の賦課及び調定業務に関すること
納税課				市税の消込に関すること	納税相談業務(徴収猶予等)に関すること
				市税等の口座振替に関すること	督促状発付及び公示送達に関すること
				市税等、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の収納に関すること	過誤納金の還付及び充当に関すること
				差押、国保資格に関すること	県民税送納に関すること

災害応急対策業務

所属	業務を開始する時期				
	3時間	12時間	1日	3日	1週間
産業雇用政策課	所管施設の被害調査及びその復旧に関すること		被災時の不足物資の把握・調整・外部要請に関すること		復旧事業資金のあつせん等に関すること
	部内の連絡調整に関すること		支援物資の受入・在庫管理・配給に関すること		
にぎわい商業課	所管施設の被害調査及びその応急復旧に関すること	緊急輸送に関すること	被災時の不足物資の把握・調整・外部要請に関すること		
企業振興課	所管施設の被害調査及びその応急復旧に関すること	被災時における生活必需物資の供給に関すること	支援物資の受入・配給に関すること		
	指定避難所(職業訓練技能センター、勤労者研修センターを含む)の管理に関すること				
	工業関係の被害調査及びその対策に関すること				
	勤労者研修センターの避難所としての運営支援に関すること				
	土地開発公社保有地の被災状況確認・報告・復旧に関すること				
コンベンション推進課	観光客等の避難対策に関すること	被災時における生活必需物資の供給に関すること			
観光交流推進室	観光施設の被害調査及びその復旧に関すること	被災時における生活必需物資の供給に関すること	支援物資の受入・配給に関すること		
	観光客等の避難対策に関すること				
	指定避難所の管理に関すること				

優先度の高い通常業務

所属	業務を開始する時期				
	3時間	12時間	1日	3日	1週間
産業雇用政策課		商工関係団体との連絡調整に関すること		労働関係団体との連絡調整に関すること	
にぎわい商業課			施設の運営調整に関すること		
			各種申請等処理に関すること		
企業振興課	濁川水系保全処理施設の被災状況確認・報告・復旧に関すること				
コンベンション推進課				各種MICEの調整に関すること	
観光交流推進室		観光施設の運営調整に関すること	各種イベントの調整に関すること		

災害応急対策業務

所属	業務を開始する時期				
	3時間	12時間	1日	3日	1週間
農業企画課	農業気象災害に関する こと	農協及び生産者団体と の連絡調整に関する こと	農業災害の調査及びそ の応急対策に関する こと		
	部内の連絡調整に関 すること				
農業振興課	広報車等による広報活 動の支援に関する こと	炊き出し食料品の調達 に関する こと	生産者団体等関係機 関との連絡調整に関 すること		被害農業者の制度に関 する資金のあつせんに 関すること
農林整備課	農業用施設等の災害状 況調査及びその応急対 策に関する こと	応急対策用資材の調達 及びあつせんに関す ること			
	林道及び治山施設の 被害の調査とその応急 復旧に関する こと				
	災害現場調査に関す ること				
市場管理課	災害時における生鮮食 料品の確保及び調達に 関すること		支援物資の保管に関 すること		
	市場施設の被害調査及 びその応急復旧に関 すること				

優先度の高い通常業務

所属	業務を開始する時期				
	3時間	12時間	1日	3日	1週間
農業企画課		大波多目的集会所およ び茂庭多目的集会所の 管理運営に関する こと			
市場管理課		施設の管理運営に関 すること	卸売市場に係る取引業 務に関する こと		
			各種申請等処理に関 すること		
			場内施設使用料及び 光熱水費の徴収事務に 関すること		

災害応急対策業務

所属	業務を開始する時期				
	3時間	12時間	1日	3日	1週間
生活課	部内の連絡調整に関する こと		応急復旧に関する市民相 談の受付及び関係各部と の連絡に関すること	生活相談に関すること	
市民課	安否情報の提供に関す ること	被災時の不足物資の把 握・調整・外部要請に関 すること	災害時における食料の 応急給与に関すること		
			遺体安置所の開設及び運 営の支援並びに身元確認 等に関すること。安否情報 の提供に関すること		
スマート窓口 推進課	安否情報の提供に関す ること		遺体安置所の開設及び運 営の支援並びに身元確認 等に関すること。安否情報 の提供に関すること		
国保年金課		被災時の不足物資の把 握・調整・外部要請に関 すること	災害時における食料の 応急給与に関すること		
定住交流課	所管施設の被害調査及 びその応急復旧に関す ること	国際交流団体と連携し た外国人の避難等に関 すること	国際交流団体と連携し た外国人の安否情報の 収集に関すること		
文化振興課	文化施設の被害調査及 びその応急復旧に関す ること				文化財の保全並びに被 害の調査に関すること
スポーツ振興課	指定避難所の管理に関 すること				
	体育施設の被害調査及 びその応急復旧に関す ること				

優先度の高い通常業務

所属	業務を開始する時期				
	3時間	12時間	1日	3日	1週間
生活課			市民相談業務に関する こと		
市民課		住基ネットワークの運用 に関すること	住基システムの運用に 関すること	住基、戸籍システムに 関連する証明書の交付 に関すること	
		戸籍届の受付に関する こと	戸籍システムの運用に 関すること	異動届の受付に関する こと	
		死産届出の受付に関する こと		印鑑の登録及び証明 書の交付に関すること	
				自動車臨時運行の許 可に関すること	
スマート窓口 推進課				公的認証サービスに関 すること	
				個人番号カードの交付 に関すること	
国保年金課				国民健康保険の加入喪 失等の資格異動届の受 付に関すること	国民健康保険税の賦課 業務に関すること
				療養費等支給申請の受 付に関すること	
				国民年金保険料免除 申請の受付に関するこ と	
				国民健康保険被保険 者の資格、給付等に関 すること	
				国民年金の保険料、給 付等に関すること	
				後期高齢者医療に関 すること	
定住交流課					定住・移住希望者から の問い合わせに関する こと
					福島市国際交流協会の 運営に関すること

災害応急対策業務

所属	業務を開始する時期				
	3時間	12時間	1日	3日	1週間
環境政策課	再生可能エネルギー施設の災害状況調査及び応急対策に関すること				
	部内の連絡調整に関すること				
環境衛生課			遺体安置所の開設及び運営の支援並びに埋火葬に関すること		
			被災地における感染症の予防及び防疫に関すること		
	仮置場等の被害調査及びその応急復旧に関すること(一次点検)		仮置場等の被害調査及びその応急復旧に関すること(二次点検)		
ごみ政策課		し尿の収集及び処理に関すること	被災地の清掃に関すること		
		廃棄物(し尿除く)の収集及び処理に関すること			
廃棄物対策課	広報車等による広報活動の支援に関すること	し尿の収集及び処理に関すること	被災地の清掃に関すること		
	産業廃棄物処理施設の被災状況調査等に関すること	廃棄物(し尿除く)の収集及び処理に関すること			
環境施設整備課	広報車等による広報活動の支援に関すること	し尿の収集及び処理に関すること			被災地域の環境整備計画に関すること
	衛生処理施設の被害調査並びにその復旧に関すること				
あぶくまクリーンセンター	ごみ処理施設の災害状況調査及び応急対策に関すること	廃棄物(し尿除く)の収集及び処理に関すること	被災地の清掃に関すること		
あらかわクリーンセンター	ごみ処理施設の災害状況調査及び応急対策に関すること	廃棄物(し尿除く)の収集及び処理に関すること	被災地の清掃に関すること		

優先度の高い通常業務

所属	業務を開始する時期				
	3時間	12時間	1日	3日	1週間
環境政策課	再生可能エネルギー施設の災害状況調査及び応急対策に関すること				
	部内の連絡調整に関すること				
環境衛生課	斎場における火葬業務に関すること		水質事故に関すること	市営墓地管理業務に関すること	環境放射線測定に関すること
				仮置場等の原状回復・線量管理等に関すること	
				除去土壌の収集運搬等に関すること	
			埋火葬の許可及び斎場の使用許可証の発行に関すること	有害物質使用特定事業場の巡回(水質汚濁防止対策)に関すること	食品等放射能測定に関すること
ごみ政策課			家庭からでる資源にできない燃やすごみの収集運搬業務に関すること	家庭からでる資源にできない埋めるごみの収集運搬業務に関すること	
				家庭からでるリサイクルできる資源物の収集運搬業務に関すること	
廃棄物対策課			廃棄物処理法に基づく許可申請に関すること		
			自動車リサイクル法に基づく許可申請に関すること		
環境施設整備課		所管する公衆便所の再開に関すること			
あぶくまクリーンセンター			施設の運営及び維持管理に関すること	廃棄物の焼却処分に関すること	
				埋立処分場の管理に関すること	
				廃棄物の埋立処分に関すること	
				小動物の死体運搬収集及び処分に関すること	
				資源物の選別に関すること	
あらかわクリーンセンター			廃棄物の受入に関すること	廃棄物の焼却処分に関すること	
				廃棄物の破砕処理に関すること	
				資源物の選別に関すること	
				廃棄物処理手数料の徴収等に関すること	
				粗大ごみ処理業務に関すること	

災害応急対策業務

所属	業務を開始する時期				
	3時間	12時間	1日	3日	1週間
共生社会推進課	被災者の調査及び援護対策に関すること		災害義援金の受付及び配分に関すること		災害見舞金の支給に関すること
	福祉施設の被害調査及びその応急復旧の総括に関すること				災害援護資金の貸付に関すること
	福祉避難所に関すること				災害弔慰金の支給に関すること
	部内の連絡調整に関すること				災害障害見舞金の支給に関すること
					生活再建支援金に関すること
生活福祉課	福祉避難所に関すること		遺体安置所の開設及び運営の統括に関すること		
障がい福祉課	避難行動要支援者の支援に関すること				
	福祉避難所に関すること				
	被災者の調査及び援護対策に関すること				
	福祉施設（障がい福祉に関わる施設）の被害調査及びその応急復旧に関すること				
長寿福祉課・介護保険課	避難行動要支援者の支援に関すること		被災高齢者に対する援護対策に関すること		
	福祉避難所に関すること		社会福祉施設等への給油支援に関すること		
	福祉施設（高齢者・介護に関わる施設）の被害調査及びその応急復旧に関すること				
福祉監査課	福祉避難所に関すること				
保健総務課 衛生課 感染症・疾病対策課 健康づくり推進課	災害時における応急医療及び助産・救護に関すること	医薬品・医療機器、衛生資材等の確保及び配分に関すること	被災地の感染症予防、食品衛生、生活衛生に関すること		
	医療機関の被害の調査及びその応急復旧による受入医療機関の確保に関すること		災害時における健康支援に関すること		
	保健・衛生・医療班の支援に関すること		毒物・劇物の貯蔵状態、被害状態の把握及び指導に関すること		
	救護所の設置に関すること		動物（ペット）の受け入れに関すること		
	派遣医療チーム等、県、応援関係機関との連絡調整に関すること				
	避難行動要支援者の支援に関すること				
	福祉避難所に関すること				
	ペット同伴避難所の設置に関すること				

優先度の高い通常業務

所属	業務を開始する時期				
	3時間	12時間	1日	3日	1週間
共生社会推進課	日本赤十字社福島県支部との連絡調整に関すること			民生委員等との連絡調整に関すること	
				医療費の助成・養育医療の給付に関すること	
生活福祉課				生活相談に関すること	
				扶助費支払い事務に関すること	
				生活保護世帯の援護に関すること	
				行旅病人及び行旅死亡人の援護に関すること	
障がい福祉課				障害者手帳申請受付業務に関すること	
				その他障がい福祉サービス申請受付業務に関すること	
				障害支援区分認定調査に関すること	
				自立支援給付費払業務に関すること	
				地域生活支援事業費払業務に関すること	
				障がい者援護費支払業務に関すること	
長寿福祉課		老人福祉センター・デイサービスセンター等施設の管理運営に関すること	緊急通報装置貸与事業・食事サービス事業に関すること		
			施設措置事業(施設・在宅)に関すること		
介護保険課		デイサービスセンター等施設の管理運営に関すること		介護給付関係事業に関すること	
				介護認定関係事業に関すること	
				介護資格関係事業に関すること	
福祉監査課				福祉法人・事業者の認可等および指導監査等に関すること	
保健総務課	保健福祉センターの施設管理に関すること		医療機関・薬局等の許可に関すること	医療従事者の免許に関すること	
感染症・疾病対策課	感染症の調査及び指導に関すること		指定難病等医療費助成制度の受付に関すること	感染症診査協議会に関すること	
健康づくり推進課				栄養士・管理栄養士免許申請に関すること	緊急性の高いケース対応(ハイリスク妊産婦・乳幼児・成人等)
				管理栄養士国家試験に関すること	

災害応急対策業務

所属	業務を開始する時期				
	3時間	12時間	1日	3日	1週間
こども政策課	福祉避難所に関する こと		遺体安置所の開設及び 運営に関すること	被災母子等世帯、児童 等に対する援護対策に 関すること	
	福祉施設(児童に関わる 施設)の被害調査及びそ の応急復旧に関すること				
	所管施設の被害調査及 びその応急復旧に関す ること				
	避難行動要支援者の支 援に関すること				
	部内の連絡調整に関す ること				
こども家庭課	福祉避難所に関するこ と			被災母子等世帯、児童 等に対する援護対策に 関すること	
	福祉施設(児童に関わる 施設)の被害調査及びそ の応急復旧に関すること				
	ショートステイ利用児童 の安全確認に関するこ と				
	母子生活支援施設の被 害状況確認及び応急復 旧に関すること				
	所管施設の被害調査及 びその応急復旧に関す ること				
	避難行動要支援者の支 援に関すること				
	保健・衛生・医療班の支 援に関すること				
幼保企画課	福祉避難所に関するこ と				
	避難行動要支援者の支 援に関すること				
幼保支援課	福祉避難所に関するこ と				
	福祉施設(児童に関わる 施設)の被害調査及びそ の応急復旧に関すること				
	所管施設の被害調査及 びその応急復旧に関す ること				
	避難行動要支援者の支 援に関すること				

優先度の高い通常業務

所属	業務を開始する時期				
	3時間	12時間	1日	3日	1週間
こども政策課			児童手当に関すること		
			児童扶養手当に関する こと		
			放課後児童クラブに関 すること		
			児童センターに関する こと		
			ファミリーサポート事業 に関すること		
こども家庭課			こども家庭センター・え がほ相談支援業務に関 すること		妊娠届出受理業務に関 すること
			女性相談業務に関する こと		母子健康手帳・妊産婦 健診受診票交付に関す ること
			要保護児童対策地域協 議会管理ケースの安全確 認と対応に関すること		乳幼児健診業務に係る 通知・連絡調整に関す ること
			小児慢性特定疾病児 童の相談支援に関する こと		
幼保企画課			保育利用の認定に関す ること(保育理由:災 害)		
幼保支援課			幼児教育・保育施設で の保育業務に関するこ と		

災害応急対策業務

所属	業務を開始する時期				
	3時間	12時間	1日	3日	1週間
路政課	道路橋梁等の被害調査に関する事				
	通行規制等の応急措置に関する事				
	国道・県道・東日本高速道路株式会社との連絡調整及び情報収集に関する事				
	部内の連絡調整に関する事				
道路保全課	道路橋梁等の被害調査及びその応急復旧に関する事				
	緊急輸送路及び主要幹線道路の交通確保に関する事				
	通行規制等の応急措置に関する事				
	道路関係障害物の除去に関する事				
	道路橋梁等の応急復旧資機材の確保に関する事				
道路整備課	道路橋梁等の被害調査及びその応急復旧に関する事				
河川課	河川及び水路の被害調査並びにその応急復旧に関する事				
	所管施設の被害状況把握に関する事				

優先度の高い通常業務

所属	業務を開始する時期				
	3時間	12時間	1日	3日	1週間
路政課					道路占用許可等に関する事
道路保全課				街路灯に関する事	
道路整備課					道路の新設・改良工事に関する事
河川課					河川占用許可等に関する事

災害応急対策業務

所属	業務を開始する時期				
	3時間	12時間	1日	3日	1週間
都市計画課	部内の連絡調整に関する こと				災害復興に係る都市計 画に関すること
交通政策課	公共交通機関の情報収 集に関すること	公共交通の確保対策に 関すること			
	所管施設の被害調査及 び応急復旧に関するこ と				
開発建築指導課			建築物の被害状況調 査に関すること		住宅政策課が行う住宅 の応急修理の支援に関 すること
			住宅等の応急復旧に関 する市民相談に関する こと		
			開発行為に伴う造成地 の災害予防及び復旧指 導に関すること		
			建築物の応急危険度 判定に関すること		
公園緑地課	公園、緑地等の被害調 査及びその応急復旧に 関すること				
市街地整備課	市街地整備事業関連施 設の被害調査及びその応 急復旧に関すること				
	土地区画整理事業用地 等の被害調査及びその応 急復旧に関すること				
	広報車による広報活動 の支援に関すること				
住宅政策課	市営住宅の被害調査と その応急復旧に関する こと				応急仮設住宅の建設と その応急資材のあっせ んに関すること
					住宅の応急修理に関す ること

優先度の高い通常業務

所属	業務を開始する時期				
	3時間	12時間	1日	3日	1週間
都市計画課					国土法における県への進達に関すること
					福島市景観条例に基づく届出に関すること
					福島市屋外広告物条例に基づく許可申請に関すること
					公営法に基づく届出に関すること
					都市計画区域・指示願・用途の証明業務に関すること
					都市計画法に関する相談に関すること
交通政策課				自転車駐車場の復旧・管理に関すること	シェアサイクル等の貸出に関すること
					シルバーパスポートの発行に関すること
開発建築指導課			証明・届出事務に関すること		建築物耐震改修助成事業に関すること
			建築確認に伴う相談業務(道路等)に関すること		
			建築許可・認定に関すること		
			建設リサイクル法に関すること		
			開発許可に関すること		
			地区計画の届出に関すること		
			宅地造成等規制法に関すること		
			風致地区内の建築許可に関すること		
			都市計画法第53条の許可に関すること		
			建築確認に関すること		
			省エネ法に関すること		
			人にやさしいまちづくり条例に関すること		
公園緑地課			公園等の占用・使用許可に関すること		
市街地整備課			所管施設の使用許可に関すること		
住宅政策課				市営住宅の修繕に関すること	

上下水道局(下水道事業)

災害応急対策業務

所属	業務を開始する時期				
	3時間	12時間	1日	3日	1週間
下水道総務課	下水道施設及び農業集落排水処理施設の被害調査のとりまとめに関すること		特別被害支援に関する こと		
下水道整備課	下水道施設及び農業集落排水処理施設の被害調査並びにその復旧に関すること		特別被害支援に関する こと		
下水道管理課	下水道施設及び農業集落排水処理施設の被害調査並びにその復旧に関すること				

優先度の高い通常業務

所属	業務を開始する時期				
	3時間	12時間	1日	3日	1週間
下水道総務課					下水道、農集排水事業の 予算執行に関すること
					下水道使用料、受益者負担金及び農業集落排水施設使用料、事業分担金などに関すること
下水道整備課				所管工事の監督、検査 に関すること	公共下水道事業の計画、設計及び施行に関する こと
					農業集落排水事業の計画、設計及び施行に関する こと
下水道管理課	センター全体の維持管理に関すること			所管工事の監督、検査 に関すること	
	終末処理場の維持管理に関すること				

会計課

災害応急対策業務

所属	業務を開始する時期				
	3時間	12時間	1日	3日	1週間
会計課	被害集計の支援に関すること		災害対策経費の経理に関すること		

優先度の高い通常業務

所属	業務を開始する時期				
	3時間	12時間	1日	3日	1週間
会計課		指定金融機関等の公金取扱状況把握に関すること		出納、会計、審査事務等に関すること	

議会事務局

災害応急対策業務

所属	業務を開始する時期				
	3時間	12時間	1日	3日	1週間
議会事務局	市議会議員との連絡に関すること				

選挙管理委員会事務局

災害応急対策業務

所属	業務を開始する時期				
	3時間	12時間	1日	3日	1週間
選挙管理委員会事務局	選挙管理委員との連絡に関すること				

優先度の高い通常業務

所属	業務を開始する時期				
	3時間	12時間	1日	3日	1週間
選挙管理委員会事務局	初動調整業務に関すること		選挙の管理執行に関すること		
	委員の安否確認に関すること				

監査委員事務局

災害応急対策業務

所属	業務を開始する時期				
	3時間	12時間	1日	3日	1週間
監査委員事務局	監査委員との連絡に関すること				

農業委員会事務局

災害応急対策業務

所属	業務を開始する時期				
	3時間	12時間	1日	3日	1週間
農業委員会事務局	農業委員等との連絡調整に関すること				

優先度の高い通常業務

所属	業務を開始する時期				
	3時間	12時間	1日	3日	1週間
農業委員会事務局					農地法第3条、第4条及び第5条に係る届出、許可申請受付等業務

災害応急対策業務

所属	業務を開始する時期				
	3時間	12時間	1日	3日	1週間
教育総務課	事務局内の職員の動員に関すること				
	指定避難所の開設に関すること				
	部内の連絡調整に関すること				
学校教育課・教育研修課	幼児、児童、生徒の避難及び心のケアに関すること		教職員の動員に関すること		応急教育対策に関すること
	学校の災害時公衆無線LANの開放		被災した児童及び生徒の保健管理に関すること		被災した児童及び生徒に対する学用品等の支給に関すること
教育施設管理課	教育施設及び給食施設の被害調査及びその応急復旧に関すること		炊き出しによる食料品の給与に関すること		
	指定避難所の管理に関すること				
生涯学習課	社会教育施設及び学習センターの被害調査及びその復旧に関すること				
	指定避難所の管理に関すること				
	学習センターとの連絡調整に関すること				
中央学習センター	各学習センターの被害調査に関すること				
	生涯学習課への被害報告に関すること				
	指定避難所の管理に関すること				
各学習センター	広報車による管内の広報活動の支援に関すること				
	中央学習センターへの被害報告に関すること				
	指定避難所の管理に関すること				
	災害対策現地本部の支援に関すること				
市立図書館	図書館の被害調査及びその応急復旧に関すること				

優先度の高い通常業務

所属	業務を開始する時期				
	3時間	12時間	1日	3日	1週間
教育総務課	部内の連絡調整に関する こと				
学校教育課	学校運営指示全般業務に 関すること			学籍事務全般及び窓口 業務に関すること	
教育施設管理課	学校等と関係機関との 連絡調整業務に関する こと				
教育研修課		教育ネットワークの保守 に関すること			

消防本部

災害応急対策業務

所属	業務を開始する時期				
	3時間	12時間	1日	3日	1週間
消防総務課	消防施設の被害調査及び応急復旧に関すること				
	消防団員の非常招集に関すること				
	報道機関への発表・協力要請に関すること				
	部内の連絡調整に関すること				
	広報車等による広報活動の支援に関すること				
警防課	消防活動に関すること				
	災害現場の情報収集に関すること				
	消防水利等の調査に関すること				
	消防関係の資機材の調達に関すること				
救急課	救急活動に関すること				
予防課	火災の予防・調査に関すること				
	危険物の災害対策に関すること				
	自主防災組織との連絡、指導に関すること				
通信指令課	指令課員の非常招集に関すること		非常電源の確保に関すること		
	指令システムの災害モードへの変更				
	コールトリアージの実施				
	指令システムの保全に関すること				
	気象情報の収受及び伝達に関すること				
福島・飯坂・福島南消防署	署員の非常招集に関すること		行方不明者の捜索及び遺体の収容、移送に関すること		
	避難の指示・誘導に関すること				
	危険物の災害応急対策に関すること				
	消防活動、水防活動、救急活動に関すること				
	各種情報収集・整理・分析・伝達(関係機関との連携)に関すること				

優先度の高い通常業務

所属	業務を開始する時期				
	3時間	12時間	1日	3日	1週間
消防総務課				職員の福利厚生、公務災害に関する事	職員の配置等に関する事
				経理、支払業務に関する事	施設等の財産管理及び営繕に関する事
				消防水利の管理に関する事	
				消防団車両の管理に関する事	
				消防団の運営、調整に関する事	
警防課	部隊運用及び調整に関する事				
	消防車両の整備に関する事				
救急課	救急車の運用及び資器材の調達に関する事				救急搬送証明業務に関する事
	救急医療機関その他関係機関との連絡調整に関する事				
	三署の連絡調整に関する事				
通信指令課	各種災害への出動指令に関する事				
	災害通信の運用及び通信体制に関する事				
	通信施設の維持管理に関する事				
	気象情報の収受及び伝達に関する事				
予防課	火災原因及び損害の調査に関する事		危険物規制事務(許認可事務)に関する事	各種証明書の発行業務に関する事	
			消防検査業務に関する事	消防同意事務に関する事	
福島・飯坂・福島南消防署	消火・救助・救急活動に関する事	消防水利の確認・維持管理に関する事			火災原因調査に関する事
	車両及び資機材の点検、整備等に関する事				
	気象情報及び災害情報の収集・伝達に関する事				
	勤務環境の確認(庁舎等被害状況、ライフライン、非常電源、燃料、医薬品、救急資器材、非常食)に関する事				
	署員の負傷程度及び健康管理に関する事				

上下水道局(上水道事業)

災害応急対策業務

所属	業務を開始する時期				
	3時間	12時間	1日	3日	1週間
水道総務課	災害時における職員の動員・配置に関すること				
	災害対策本部及び関係機関との連絡に関すること				
	被災情報、復旧情報等の広報に関すること				
	部内の連絡調整に関すること				
経営企画課	被災情報の収集に関すること	緊急水運用計画の作成に関すること			
	被災情報の記録に関すること				
	渇水対策の総括に関すること				
経理課			水道施設の災害に係る経理に関すること		
配水課	主要管路調査と緊急措置に関すること	配水管等の応急復旧工事に関すること			
		応急復旧等に係る関係機関との連絡調整に関すること			
給水課	応急給水活動に関すること				
	給水装置に関する市民からの問い合わせに関すること				
水道整備課		導水管・送水管・配水管の応急復旧工事に関すること			
水道施設管理センター	受水池・配水池等の応急対策に関すること	水道水質に関すること			

優先度の高い通常業務

所属	業務を開始する時期				
	3時間	12時間	1日	3日	1週間
水道総務課	庁舎の営繕並びに維持管理に関すること			メーター検針業務に関すること	水道使用申込受付業務に関すること
				水道料金等の収納管理に関すること	水道料金等の調定等に関すること
経営企画課	福島地方水道用水供給企業団との連絡体制の維持に関すること		厚生労働省健康局との連絡体制の維持に関すること		
			情報システムサーバー保守業務に関すること		
経理課		予算執行の統制及び調整に関すること			
		支出負担行為の確認に関すること			
		小切手の振出し及び現金の出納並びに保管に関すること			
配水課			現地調査及び濁水対応に関すること		
			漏水等配給水管修繕に関すること		
			漏水調査に関すること		
施設管理センター	施設監視業務に関すること	電気設備、機械設備の保守点検及び状況把握に関すること			

各支所

優先度の高い通常業務

所属	業務を開始する時期				
	3時間	12時間	1日	3日	1週間
各支所				出納、会計、審査事務等に関する事	
		戸籍届の受付に関する事		異動届の受付に関する事	印鑑の登録及び証明書の交付に関する事
		死産届出の受付に関する事◆		住基、戸籍システムに関連する証明書の交付に関する事	
				自動車臨時運行の許可に関する事◆	
				公的認証サービスに関する事	
				個人番号カードの交付に関する事	
				市税等の諸証明の交付、閲覧の受付、手数料の収納業務に関する事	
				国民健康保険被保険者の資格、給付等に関する事	
				国民年金の保険料、給付等に関する事	
				後期高齢者医療に関する事	
			介護資格・認定・給付関係事業に関する事		
			家庭からでる可燃ごみの収集運搬業務に関する事	家庭からでる不燃ごみ、資源物の収集運搬業務に関する事	ごみ集積所に関する申請関係に関する事
				街路灯に関する事	
				市税等、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の収納に関する事	
			埋火葬の許可及び斎場の使用許可証の発行に関する事		
			開発許可に関する事◆		
			建築確認に関する事◆		

◆…飯坂支所、松川支所、信夫支所、吾妻支所に限る

第4章 防災意識の向上と 協力体制の構築

業務継続計画は、災害発生時に当該計画に記載した業務内容等がスムーズに実施されて、はじめて効果が発揮できるものであり、訓練や見直しを行うことで、より実効性の高いものとする必要がある。

そのためには、職員一人ひとりが計画内容を把握し、実行できる知識と経験を身につけるほか、時代の流れに即した市民ニーズを的確に捉え、計画に反映する必要があるため、防災訓練等を通じて、新たな課題や改善点を見つけ出すことが重要である。

1 災害シミュレーションの実施

大規模災害の発生時は、混乱状態となり、平時であれば問題なく実施できる行動や思考がうまく機能せず、業務継続の前提となる災害時に必要な機器の保管場所や設置方法がわからなくなることも想定される。

こうした問題に対応するために、国・県等の関係機関と連携した災害シミュレーションを実施し、災害対策本部の立ち上げや各業務における必要物品の確認など、業務を継続する前段での準備行為についても、常時確認しておくことが重要である。

このようなシミュレーションにより、災害発生時の指揮命令系統である災害対策本部体制の強化が図られる。

2 防災訓練の実施

防災や災害対応における技術や考え方は日々進歩しているほか、市民のニーズも時代とともに変化しており、これらを適切に計画や実際の業務に反映させることが重要となっている。しかしながら、大勢の避難者がいる場合の対応など、新たな課題に対応するためには、実際に各種防災訓練を実施し、計画の実効性がどの程度担保されているのかを確認する必要がある。

防災訓練の中でも総合防災訓練や地域防災訓練などは、地域住民や各事業者も含めた訓練となっており、避難者、ボランティア、事業者など、それぞれの視点から見た問題点や改善点などを確認できる機会であり、その後の計画の改善に直結する重要なものである。

また、大規模な訓練以外でも、避難所の開設、備蓄品の搬出、支援物資の受入れなど、個別業務に係る訓練の実施も計画することで、職員一人ひとりの防災意識の向上と各業務における内容把握、内部連携の強化が図られる。

3 関係機関との協力体制の強化

災害時における関係機関との協力については、国、県、自衛隊等の公的な機関のほか、ライフライン等の復旧に当たる各事業者との協力体制の強化を図る必要がある。

特に、ライフラインの復旧作業にあたる各事業者との関係を強化することにより、被災状況

や復旧状況の確認をすばやく、正確に行うことができ、混乱した状況においても、適切な業務体制の構築や現場に対する適切な指示が可能となり、このことが早期の復旧、復興に繋がる。

災害時連携ふくしまタスクフォース等の活用により、協定先との「縦の関係」強化はもとより、協定先同士の「横の連携」も強化し、災害時の体制及び防災力の強化を図る。

4 防災意識の向上と地域住民等の協力

災害発生時に受ける被害を減少し、一日でも早い復旧・復興を実現するためには、日頃から災害に対する備えをし、混乱しないことが重要であるが、このことは職員のみならず、市民一人ひとりが防災意識を向上させ、災害に備える必要がある。

住民の防災意識の向上を図るため、各地区において防災訓練や防災講話を実施するほか、防災士資格取得者など、地域の防災リーダーを中心に、平時から防災に対する啓蒙活動がなされることで、災害時の自助、共助による住民自らの行動も期待され、これが早期の復旧・復興に繋がる。

今後は、小中学生を中心とした防災教室等も実施し、小中学生にも災害や防災に関する知識に接してもらうことで、地域における防災意識のさらなる向上を図る。